

葉山町立図書館雑誌スポンサー制度実施要領

(目的)

第1条 この要領は、葉山町立図書館（以下「図書館」という。）において配架し閲覧等に供する雑誌及び雑誌架に民間企業等の広告を掲載し、その雑誌の年間購読料を当該民間企業等が負担することで、経費の削減、雑誌資料の充実及び地域経済の活性化を図るために実施する葉山町立図書館雑誌スポンサー制度（以下「雑誌スポンサー制度」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(制度の内容)

第2条 雑誌スポンサー制度は、図書館に配架する雑誌及び雑誌架に企業、商店、団体等（以下「スポンサー」という。）の広告を掲載し、当該雑誌等に広告を掲載した者がその購入費用を負担し、図書館に雑誌を提供することをいう。

(スポンサー及び掲載広告の基準)

第3条 スポンサーとして広告を掲載できる者及び掲載する広告の基準等は、葉山町広告掲載要綱（平成18年3月31日制定。以下「要綱」という。）及び葉山町広告掲載基準（平成18年3月31日制定）の規定による。

2 前項に定めるもののほか、特に葉山町教育委員会（以下「教育委員会」という。）が不適当と認める者又は広告の内容については、対象外とする。

(雑誌の提供期間及び広告の掲示期間)

第4条 雑誌の提供期間及び広告の掲示期間は、雑誌提供の開始日から1年とする。ただし、スポンサーとの協議その他の理由により雑誌の提供期間及び広告の掲示期間を変更する場合は、この限りではない。

(広告の規格)

第5条 広告の規格は、図書館が別に定める。

(募集期間等)

第6条 雑誌スポンサー制度の募集期間は、毎年館長が定める。

2 申込希望者は、前項の規定にかかわらず、募集期間を過ぎた場合でも、スポンサー制度に申込みことができる。この場合において、当該申込希望者は、雑誌の提供開始日等について教育委員会と協議するものとする。

(申込手続き等)

第7条 本制度により雑誌の提供及び広告の掲載をしようとする者（以下「申込希望者」という。）は、葉山町立図書館雑誌スポンサー制度申込書兼同意書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、教育委員会に提出するものとする。

- (1) 広告の図案
- (2) 企業、商店、団体等の概要がわかる案内又はパンフレット
- (3) 住民税納税証明書（葉山町以外の地方公共団体に住民税を納めているものに限

る。)

(4) その他教育委員会が特に必要と認めるもの

(スポンサーの決定)

第8条 教育委員会は、前条の申込書が提出されたときは、内容を審査しその適否を決定し、その結果を葉山町立図書館雑誌スポンサー決定通知書(第2号様式)により申込希望者に通知するものとする。

2 前項の決定において疑義が生じた場合は、葉山町広告掲載要綱第7条に規定する葉山町広告審査委員会において審査し、適否を決定する。

3 第1項の適否を決定する場合において、当該決定に係る1雑誌について申込希望者が重複した場合は抽選で決定するものとする。ただし、年度途中で申込みが重複した場合は、先着順とする。

(スポンサー契約の締結)

第9条 教育委員会と第8条第1項のスポンサー決定通知を受けた者(以下「スポンサー」という。)は、葉山町立図書館雑誌スポンサー制度にかかる覚書(第3号様式)により契約を締結するものとする。

(雑誌の選定)

第10条 スポンサーは、教育委員会が指定する雑誌から提供を希望する雑誌を選定するものとする。

(雑誌購読料の負担方法)

第11条 スポンサーが、提供する雑誌の購読料を負担する方法は、次に掲げるいずれかの方法で、双方協議の上決定する。

(1) スポンサーが図書館指定の雑誌取扱い業者と年間契約を締結し、その雑誌の年間購読料を雑誌取扱い業者に支払う。

(2) 図書館がスポンサーが提供する雑誌を購入し、スポンサーに対し納入の請求を行い、スポンサーはその金額を納入する。

2 提供する雑誌のうち年間購読契約に含まれない別冊等については、負担の対象としない。

(広告の掲示の方法)

第12条 スポンサーの広告は、提供する雑誌の最新号雑誌カバーの表裏の両面及び雑誌架にスポンサーの名称及び提供した旨を掲載する。

(雑誌の配架位置)

第13条 提供された雑誌の配架位置は、館長が決定する。

(雑誌の休刊等による変更)

第14条 雑誌の提供期間中に当該雑誌が廃刊又は休刊となった場合は、教育委員会とスポンサーは協議の上、別の雑誌及び雑誌架に広告を切り替えることができるものとする。

(広告掲載に関するスポンサーの責務)

第 15 条 広告の内容に関する一切の責任は、スポンサーが負うものとする。また、広告掲載に関して第三者に損害を与えた場合は、スポンサーの負担において解決する。

(提供雑誌の所有権)

第 16 条 提供を受けた雑誌の所有権は、葉山町に帰属する。

(その他)

第 17 条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この要領は、平成 28 年 3 月 1 日から施行する。